

(別冊2)久留米市屋外広告物許可申請 Q&A

令和 8年 4月 一部改正

久留米市 都市建設部 都市計画課

本書は、「久留米市屋外広告物の手引き」の補足として、よくある質問をまとめたものです。ここに当てはまらないケースは、事前に都市計画課にご相談ください。

資料における法は屋外広告物法を、**条例**は久留米市屋外広告物条例、**規則**は、久留米市屋外広告物条例施行規則を指します。

目次

質問項目	ページ
1 屋外広告物について（用語の定義）	1
-1 屋外広告物にはどのような種類があるのか	1
-2 広告主、管理者とは（R8.4 修正）	2
2 屋外広告物としての扱いについて（屋外広告物に該当するか否か）	2
-1 人に手渡しするビラやチラシ	2
-2 建物で囲まれた空地（中庭など）や改札口内部に面した看板	
-3 屋外で表示する絵画や写真	
-4 駐車場を案内する「P」（駐車場）や「→」（矢印）などのサイン	
-5 個人名や会社名が彫られた岩や石	
-6 企業などのコーポレートカラー	
-7 音楽や音声など音による宣伝	
-8 建物の壁面に投影される映像など	
-9 クリスマスツリーやこいのぼり	
-10 数時間しか表示しない場合	
-11 窓ガラスの内側（屋外側）から屋外に向けて表示する場合	
3 広告物の許可について（許可の要不要）	4
-1 屋外の自動販売機に商品名や企業名を表示する場合	4
-2 自動車に広告物を表示する場合	
-3 イベント会場に設置する広告物	
-4 地域の祭りの際に表示する広告物	
-5 ガソリンスタンドのキャノピー下に表示する広告物	5
-6 ガソリンスタンドの「セルフ」表示	
-7 工事の仮囲いや足場に広告物を表示する場合	
-8 表示面を白版や広告募集とする場合	—
-9 販売中の戸建てモデルハウス敷地内にあるのぼり旗や立看板 （取扱い見直しに伴いR8.4 削除）	

質 問 項 目	ページ
4 広告物の許可について（申請者・審査期間・手続き等）	6
-1 許可申請書の申請者欄には広告物の表示又は掲出物件の設置を請 け負っている広告物業者を記載するのか	6
-2 貸看板のように広告業者が独立広告を設置又は所有し、広告主を 募集して広告物を表示する場合の許可の申請者は誰か	
-3 無許可の広告物や、更新許可を受けていない広告物を 申請したいが、どのように申請すればよいか	
-4 壁面に取り付ける懸垂幕を3か月間表示する場合の申請 （R 8.4 見直し）	
-5 独立広告に取りつく懸垂幕の許可期間は （R 8.4 見直し）	
-6-①許可期間が異なる広告物（3年と1年（1 ヶ月））の申請をまと めて1件で行ってよいか	7
-6-②敷地内に許可を受けた広告物（許可期間が同じ）が複数あるが、 1つの許可にまとめることはできるか（R 8.4 追加）	
-7 許可期間の末日を12月31日や3月31日等特定の日指定したい	
-8 広告物の表示や掲出にあたって、屋外広告物の許可の他にどのよ うな手続きが必要か （R 8.4 修正）	8
-9 許可を受けた者とは異なる者による更新の許可申請は可能か （R 8.4 修正）	9
-10 更新の許可申請を忘れないように事前に知らせてほしい （R 8.4 修正）	
-11 郵送での申請は可能か （手引きと重複のためR 8.4 削除）	
-12 事前審査は可能か （R 8.4 追加）	
-13 許可を受けた物件を一部除却した結果、敷地内の合計面積が 15㎡以下になった場合の手続きは（R 8.4 追加）	
-14 敷地内に自家用・自家用広告物以外が混在している場合の申請の 仕方について （R 8.4 追加）	10
-15 更新申請時提出書類の点検写真 （R 8.4 追加）	
5 面積の算定、手数料について	11
-1 表示面が複数ある広告物の面積及び手数料の算定	11
-2 広告物の表示面を白地のまま設置する場合の面積の算定	12
-3 立体的な広告物の面積及び手数料の算定	
-4 面積算定時の小数点以下の処理方法	13
-5 外壁に取り付ける切文字の面積の算定 （R 8.4 追加）	

質 問 項 目	ページ
6 変更等の許可について	13
-1 変更許可が必要となる場合について	13
-2 既存の広告物に新たに照明を取り付けるが、変更許可は必要か	13
-3 変更許可を申請する場合、許可期間は変更できるのか (R8.4 修正)	14
-4 変更許可の申請に当たって、手数料は必要か	14
-5 既存の表示面が退色しているため、規格、意匠及び構造を変えずに表示面を交換する場合、変更等の許可は必要か	14
-6 現在の規格基準の施行前に許可を受けて表示されている広告物の板面を交換・張替する場合は、現在の規格基準が適用されるのか	14
7 広告物を表示できない「禁止地域」及び「禁止物件」について	15
-1 九州自動車道に係る禁止地域だが、周りの建物で遮られて道路からは見えないので看板を設置可能か	15
-2 休日(土日祭日)に限って、はり紙を電柱に貼付できるのか	15
-3 のぼり旗やはり紙は、歩道橋や歩道柵、街路樹に表示できるのか	15
-4 メッシュフェンスに広告物を表示できるのか(R8.4 追加)	15
8 広告物の大きさや高さ等の基準について	15
-1 敷地が複数の地域区分にわたる場合の許可基準について	15
-2 塀に広告物を取り付ける場合や、塔屋の広告などは、どの種類になるのか	16
-3 独立広告や屋上広告の許可基準の高さには、外付けの付属照明は含まれるか	16
-4 屋上広告の許可基準にある建築物の高さは、高さが一定でない場合、どの部分になるのか	16
-5 建物の塔屋の上に広告物を表示する場合の建物の高さは	17
-6 壁面広告での壁面面積にはガラス窓面部分も含めてよいか	17
-7 多面形の建物に広告物を表示する場合の壁面面積の取扱い	17
-8 壁面に設置する広告板の一部が建物上部から突出する場合の許可基準について	18
-9 懸垂幕を独立広告に共架する場合や、壁面に設置する場合の許可基準について	18
-10 コンビニ壁面の帯状のコーポレートカラー部分にも許可基準が適用されるのか	18
-11 独立広告の一部の表示面を白地で設置する場合の表示面積	19
-12 広告板相互間の距離に制限はあるか(R8.4 追加)	19
-13 地色とはどの部分を指すのか(R8.4 追加)	19

質 問 項 目		ページ
9 屋外広告業・特例屋外広告業		19
-1	更新の許可申請を忘れないように事前に知らせてほしい (R8.4 追加)	19

〈作成・改正履歴〉

令和3年 1月作成

令和3年 7月改正

令和6年10月改正

令和8年 4月一部改正 朱書き：追加・修正箇所

1 屋外広告物について（用語の定義）

1-1 屋外広告物にはどのような種類があるのか（久留米市の場合）

【条例第14条、規則第9条・別表第3～6】

種 類	仕 様
①屋上広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成された広告板や広告塔、屋外ビジョン・電光ニュース等で、 <u>建物の屋上に設置されたもの</u>
②独立広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成された広告板や広告塔、屋外ビジョン・電光ニュース等で、 <u>地上に設置されたもの</u>
③壁面広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成された広告板や広告塔、屋外ビジョン・電光ニュース等で、 <u>建物又は工作物の壁面（壁面の類を含む）に設置されたもの</u>
④突出広告	建物若しくは工作物の壁面（壁面の類を含む）又は天井から突き出して取り付けられたもの（例：袖看板、吊り下げ看板など）
⑤電柱広告	電柱を利用し、以下の掲出方法で表示するもの ① 突出：耐久性のある材料を使用して作成されたもので、電柱より突き出して取り付けられたもの ② 巻付：耐久性のある材料を使用して作成されたもので、電柱に巻き付けて安全に固定されたもの ③ 塗付：電柱に直接塗装したもの
⑥はり紙	紙若しくはビニール製等で作成された、又はこれらを袋状のものに入れ、若しくはビニール等で密封されたもの（ラミネート・パウチ加工など）で、建物又は工作物に張り付け又は取り付けられたもの
⑦はり札	段ボール、ベニヤ板、プラスチック板等に紙を貼り、若しくは取り付け、又は直接塗付け、若しくは印刷し、容易に取り外すことができる状態で建物又は工作物に取り付けられたもの
⑧立看板	木わく等に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を張り、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は建物若しくは工作物に立て掛けられ又は取り付けられたもの（パンフレットやチラシ等を掲出するものも立看板に含まれる。）
⑨広告幕	布又は網等を使用して作成されたもので建物又は工作物その他広告物を掲出する物件を利用して取り付けられたもの（例：バナー広告、横断幕、懸垂幕）
⑩アドバルーン	気球本体又は布若しくは網等を取り付けた気球を浮揚させるもの
⑪自動車外面利用広告	電車、バス、又はトラック等の車体を利用したもので、一定の枠内に表示するものやフィルム等を車体に貼り付けるものなど
⑫のぼり旗	布等の周囲を竿状のものに通すなどして取り付けられたもので、容易に移動させることができ、又は取り外しができる状態で掲出されたもの。

1 屋外広告物について（用語の定義）

1-1 屋外広告物にはどのような種類があるのか（久留米市の場合）

【条例第14条、規則第9条・別表第3～6】

種 類	仕 様
①屋上広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成された広告板や広告塔、屋外ビジョン・電光ニュース等で、 <u>建物の屋上に設置されたもの</u>
②独立広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成された広告板や広告塔、屋外ビジョン・電光ニュース等で、 <u>地上に設置されたもの</u>
③壁面広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成された広告板や広告塔、屋外ビジョン・電光ニュース等で、 <u>建物又は工作物の壁面（壁面の類を含む）に設置されたもの</u>
④突出広告	建物若しくは工作物の壁面（壁面の類を含む）又は天井から突き出して取り付けられたもの（例：袖看板、吊り下げ看板など）
⑤電柱広告	電柱を利用し、以下の掲出方法で表示するもの ① 突出：耐久性のある材料を使用して作成されたもので、電柱より突き出して取り付けられたもの ② 巻付：耐久性のある材料を使用して作成されたもので、電柱に巻き付けて安全に固定されたもの ③ 塗付：電柱に直接塗装したもの
⑥はり紙	紙若しくはビニール製等で作成された、又はこれらを袋状のものに入れ、若しくはビニール等で密封されたもの（ラミネート・パウチ加工など）で、建物又は工作物に張り付け又は取り付けられたもの
⑦はり札	段ボール、ベニヤ板、プラスチック板等に紙を貼り、若しくは取り付け、又は直接塗付け、若しくは印刷し、容易に取り外すことができる状態で建物又は工作物に取り付けられたもの
⑧立看板	木わく等に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を張り、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は建物若しくは工作物に立て掛けられ又は取り付けられたもの（パンフレットやチラシ等を掲出するものも立看板に含まれる。）
⑨広告幕	布又は網等を使用して作成されたもので建物又は工作物その他広告物を掲出する物件を利用して取り付けられたもの（例：バナー広告、横断幕、懸垂幕）
⑩アドバルーン	気球本体又は布若しくは網等を取り付けた気球を浮揚させるもの
⑪自動車外面利用広告	電車、バス、又はトラック等の車体を利用したもので、一定の枠内に表示するものやフィルム等を車体に貼り付けるものなど
⑫のぼり旗	布等の周囲を竿状のものに通すなどして取り付けられたもので、容易に移動させることができ、又は取り外しができる状態で掲出されたもの。

1-2 広告主、管理者とは

(修正)

- 広告主とは、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを決定し、自ら又は屋外広告物業者等に委託することにより表示又は設置しようとする者です。(貸し看板の場合は、表示者と設置者が異なりますが、掲出物件を設置している屋外広告業者を広告主とできます。)自ら条例等の規定を順守するとともに、広告物を表示・設置することを依頼した屋外広告業者等にも条例等に違反することがないようにしなければなりません。当該広告物について最終的に責任を負うべき者となります。
- 管理者とは、広告物又は掲出物件を良好な状態に保つよう、補修その他必要な管理を行う者であり、広告主から依頼を受けた管理会社や広告代理店のほか、日常的に管理を行う者(店長等の店舗責任者など)も含まれます。

屋外広告物の許可申請を行う者(許可を受けるべき者)は、広告主又は管理者となります。

2 屋外広告物としての扱いについて(屋外広告物に該当するか否か)

【法第2条】

2-1 人に手渡しするビラやチラシ

人に手渡しするビラやチラシ類は屋外広告物に該当しませんが、これらを電柱や塀などに貼り付けるなど定着した時点で屋外広告物になります。

2-2 建物で囲まれた空地(中庭など)や改札口内部に面した看板

屋外で公衆に表示されていることが屋外広告物に該当する要件の一部になりますが、単に公衆に対して表示することだけでなく、表示の状況等を考慮した上で屋外広告物として扱いを判断することになります。

これにより、中庭などの建物で囲まれた空地に向かって表示する広告物は、建物を利用する人に限定して表示されているものであることから、建物の外部に表示されていても屋外広告物に該当しません。同様にスタジアムの中や駅等の改札口の内側にある広告物も屋外広告物に該当しません。

2-3 屋外で表示する絵画や写真

絵画又は写真の屋外での表示は、表示する内容とこれを表示する広告主の事業等に関係がなくても一定の観念やイメージ等を伝達することを目的としていることが認められる場合は屋外広告物に該当します。

2-4 駐車場を案内する「P」(駐車場)や「→」(矢印)などのサイン

「P」や「→」などのサインは、一定の概念、イメージ等を表示することを目的としていることから屋外広告物に該当します。

2-5 個人名や会社名が彫られた岩や石

岩石や樹木等の自然物を利用したものであっても、個人名や会社名などの一定の概念、イメージ等を表示することを目的としていると判断される場合は屋外広告物に該当します。

2-6 企業などのコーポレートカラー

コーポレートカラーのみの場合、一定の観念、イメージが表示されているとはいえず、屋外広告物には該当しません。

2-7 音楽や音声など音による宣伝

音響による広告は、看板等に表示されたものでなく、また、広告板や工作物等に掲出されたものではないため屋外広告物には該当しません。ただし、環境騒音などの他法令に関する規制については、この限りではありません。

2-8 建物の壁面に投影される映像など

プロジェクションマッピング等の固定された機器により建物の外壁等に投影され、一定の観念やイメージ等を表示することを目的として表示されたものは、屋外広告物に該当します。また、その他法令に関しても規制の対象となる可能性があります。

2-9 クリスマスツリーやこいのぼり

クリスマスツリーやこいのぼりは、社会通念上、特定の慣習に係る固有なものとして認知されていることから屋外広告物に該当しませんが、これらに企業名や商品名、広告等が表示されると屋外広告物になる場合があります。

2-10 数時間しか表示しない場合

数時間しか表示していない場合も一定の期間継続して表示されていることになり、屋外広告物に該当します。

(例) 営業時間中やイベント開催中のみ設置している立看板など

2-11 窓ガラスの内側（屋外側）から屋外に向けて表示する場合

広告物が屋内に表示されている場合は、原則として屋外広告物には該当しませんが、屋外に向け表示するショーウィンドウや掲示板等で屋外から広告物を出し入れするものは屋外広告物に該当します。

3 広告物の許可について（許可の要否）

3-1 屋外の自動販売機に商品名や企業名を表示する場合

屋外にある自動販売機に表示する商品名や企業名（以下「商品名等」という。）は、公衆に対して表示されていると認められることから屋外広告物に該当し、この場合、同自動販売機は販売を目的とする営業所に類するものとして扱い、商品名等は自家用広告物であることから表示する面積が15㎡以内（禁止地域は5㎡以内）であれば許可は不要です。

しかし、企業の営業所などの敷地内に設置されている自動販売機にその企業の広告を表示し、敷地内の表示面積の合計が15㎡を超える場合には、許可が必要になります。

【条例第11条第2項第1・2号、規則第7条・別表第1】

3-2 自動車に広告物を表示する場合

他者の名称や事業内容を表示する、いわゆるアドトラックの場合は、表示する面積にかかわらず許可が必要ですが、自己が所有する自動車に自己の名称や事業内容等を表示する場合は自家用広告物に該当するため、表示する面積が10㎡以内であれば許可は不要です。

なお、許可の申請は、自動車検査証（車検証）に記載されている使用の本拠がある所在地（記載がない場合は所有者又は使用者の住所）の地方公共団体になりますので、久留米市以外の場合は各地方公共団体にご相談ください。

【条例11条第2項第6・7号、規則第7条第3項】

3-3 イベント会場に設置する広告物

講演会、展覧会、音楽会などの各種イベント時の広告物は、そのイベント会場又は施設の敷地内にいる観客や聴衆などに向けて表示するものに限っては許可は不要であり、敷地内に設置されているが敷地外の公衆に向けて表示する広告物は許可が必要です。

なお、許可の要否にかかわらず広告物の大きさや高さなど許可基準は適用されるため、例えば立看板を設置する場合には、高さ2mを超えるもの等は設置できません。

【条例第11条第2項第5項】

3-4 地域の祭りの際に表示する広告物

地域の祭りなど慣例的な行事に際して表示される広告物は、許可は不要です。また、婚礼、葬儀及び祭祀のほか、水の祭典や筑後川花火大会において表示される広告物も許可は不要です。【条例第11条第2項第4項】

ただし、これらの行事に係るはり紙、はり札又は立看板も電柱や街灯柱などには表示できません（禁止物件（7-3参照）にあたるため）。【条例第6条第2項】

3-5 ガソリンスタンドのキャノピー（柱のみで壁がない屋根部）下に表示する広告物

キャノピーの下で建築基準法上の床面積が発生する部分にある広告物については、「屋内」とみなし、屋外広告物として扱いませんので、許可は不要です。

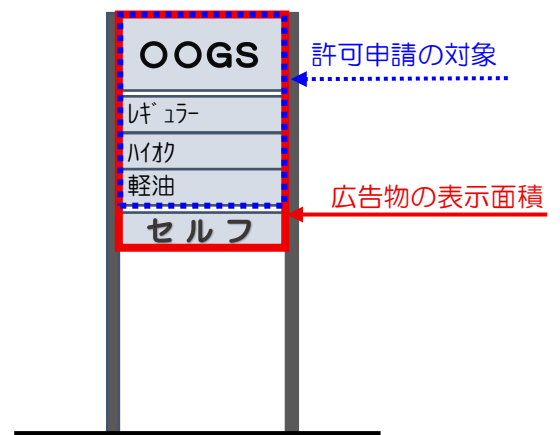
3-6 ガソリンスタンドの「セルフ」表示

（修正）

セルフのガソリンスタンドでは、法令（危険物の規制に関する規則）により「セルフ」という表示が義務づけられているため適用除外となり、許可は不要です。【条例第 11 条第 1 項第 1 号】

しかし、「セルフ」以外の広告物については許可が必要になりますのでご注意ください。

なお、広告物の表示面積には「セルフ」の表示も含めて許可基準を適用します。



3-7 工事の仮囲いや足場に広告物を表示する場合

工事用の仮囲いや足場に表示する広告物は、工事期間中に表示されるもので、営利を目的としないものは許可は不要です。しかし「入居者募集」「販売中」などの営利を目的とした表示がされている場合には許可が必要となります。

【条例第 11 条第 2 項第 3 号、規則第 7 条第 2 項】

ただし、他の法令の規定により表示する広告物は、許可は不要です。

【他法令による広告物の例】

【条例第 11 条第 1 項第 1 号】

- 建設業の許可票
- 建築基準法による確認済証
- 労災保険関係成立票

3-8 表示面を白版や広告募集とする場合

白版の部分に、広告物が再度表示されることが明らかである場合には、許可が必要です。表示面積も白版全体の面積で計上してください。

同様に「広告募集」と表示する場合は広告物が再度表示されることが明らかであるため、許可が必要です。

なお、白版や広告募集の表示面に新たに広告物を表示する場合は、変更の許可が必要です。

4 広告物の許可について（申請者・審査期間・手続き等）

4-1 許可申請書の申請者欄には広告物の表示又は掲出物件の設置を請け負っている広告物業者を記載するのか

申請者は、広告物又は掲出物件の表示又は設置を請け負った屋外広告物業者ではなく、表示又は設置することを決定し、広告業者に表示または設置することを依頼した者（広告物の所有者やスポンサーなど）になります。【条例第7条、規則第2条】

4-2 貸看板のように広告業者が独立広告や屋上広告等を設置又は所有し、広告主を募集して広告物を表示する場合の許可の申請者は誰か

基本的に独立広告、屋上広告等の設置者、所有者が許可を受けることとなります。

【条例第7条、規則第2条】

4-3 無許可の広告物や、更新許可を受けていない広告物を申請したいが、どのように申請すればよいか

新規の許可申請が必要です。なお、許可期間は許可日より3年以内となります。

【規則第2条・第10条】

なお、申請に先立ち、管理者による点検を実施していただき、屋外広告物安全点検結果報告書（第7号様式）の添付が必要です。【規則第11条・第15条】

4-4 壁面に取り付ける懸垂幕を3ヵ月間表示する場合の申請（見直し）

懸垂幕（広告物の種類は広告幕）の許可期間は1月以内（良好な管理が認められる場合は、1年以内※）となっているため、継続して3ヵ月間表示する場合は、許可期間に応じて、許可満了日の10日前までに更新の許可を申請してください。【規則第10条】

例：許可期間1年以内で、4月1日～6月30日まで表示

- ① 3月20日までに新規許可申請を行い、許可を得て（許可期間4/1～6/30）、4月1日に設置する。
- ② 許可期間満了し、除却後10日以内に「屋外広告物除却・滅失届」と写真（撤去前・撤去後）を提出する。【条例第21条、規則第16条】

※〈許可期間を1年とする場合〉

強風時などに速やかに現地に対応または指示する責任者（フランチャイズの店長など）を、管理者として設置してください。資格は不問です。

4-5 独立広告に取り付く懸垂幕の許可期間は（見直し）

独立広告に懸垂幕（広告幕）が取り付く場合でも、許可期間は1月以内（良好な管理が認められる場合は、1年以内）となります。なお、許可申請は許可期間が異なる場合は1件で申請できないため、それぞれ別にご申請ください（4-6-①参照）。

【規則第10条】

4-6-① 許可期間が異なる広告物（3年以内と1ヵ月（最長1年）以内）の申請をまとめて1件で行ってよいか

許可期間が異なるため、まとめて1件での許可申請はできません。それぞれ分けて許可申請を行ってください。

敷地内に独立広告12㎡と壁面広告5㎡とバナー広告（広告幕）2枚がある場合、独立広告12㎡と壁面広告5㎡は許可期間が3年で、バナー広告2枚は許可期間が1ヵ月以内（良好な管理が認められる場合は、1年以内）となります。よって独立広告と壁面広告での許可申請と、バナー広告2枚での許可申請とそれぞれ分けてご申請ください。

【規則第10条】

4-6-② 許可期間が同じ広告物で、敷地内に許可を受けた広告物（許可期間が同じ）が複数ある場合、1つの許可にまとめることはできるか（追加）

1敷地内に、複数の許可申請がある場合は、更新申請時に1つにまとめることはできません。ただし、許可期間は一番短い許可の満了日に揃えていただく必要があります。

4-7 許可期間の末日を12月31日や3月31日等特定の日に指定したい

広告物の種類に応じた許可期間内（3年以内、1月以内）であれば、屋外広告物許可申請書の「5 表示(設置)期間」の欄にて末日を指定することが可能です。

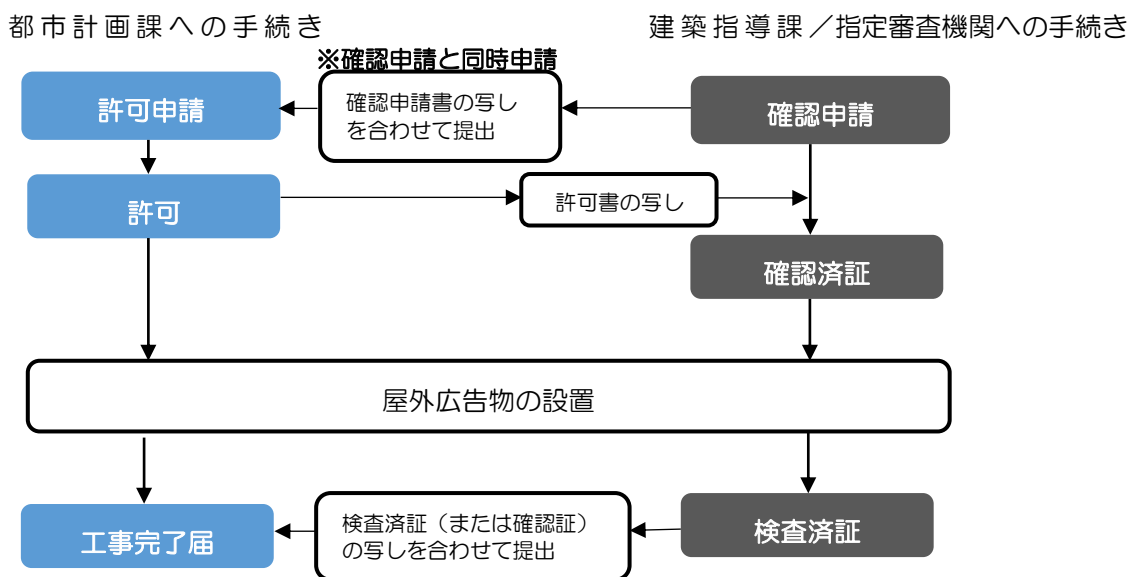
4-8 広告物の表示や掲出に当たって、屋外広告物の許可の他にどのような手続きが必要か

法令等により必要となる主な手続きは下表のとおりです。これらに該当する場合は、必ず事前にこれらの窓口で所要の手続きを行い、許可申請書の「7 他法令による許可」の欄に同手続きに係る受付状況等を記載してください。

また、他者が所有又は管理する土地や物件に広告物を表示する場合は、許可を申請する前に土地や物件の所有者又は管理者等の承諾を得た上で、土地使用契約書や承諾書を屋外広告物許可申請書に添付してください。

主な他法令等による手続きの窓口		
内容	申請等の手続き	窓口（担当部署・機関）
道路上に設置するとき	道路占用許可申請	各道路管理者（国・県・市道等）
工事等で道路を使用するとき	道路使用許可申請	所轄警察署交通課
高さが4mを超えるとき	工作物確認申請	久留米市 建築指導課
防火地域内に設置するとき	看板等の防火措置	指定確認検査機関
地区計画区域内で届出対象となるとき	地区計画の区域内における行為の届出	久留米市 都市計画課
景観計画区域内で届出対象となるとき	景観計画の届出	
風致地区に設置するとき	風致地区内行為許可申請書	
気球(アドバルーン)を設置するとき	水素ガスを充てんする気球の設置届出	所轄消防署予防課
ネオン管灯整備を設置するとき	ネオン管灯設備設置届出	

〈補足〉高さが4mを超える工作物許可申請と広告物許可申請の手続き



4-9 許可を受けた者とは異なる者による更新の許可申請は可能か (修正)

広告物の許可は、広告物を表示する者に対して許可するものです。

したがって、許可を受けた者とは異なる者が更新の許可を申請することはできません。申請者（表示者）や管理者が変更された場合は、屋外広告物管理者等変更届（第15号様式）を提出してください。【条例第35条第2項、規則第24条第2項】

更新点検期間（許可期間満了日3ヵ月前）中の変更は、許可申請書に変更内容を記載することで「屋外広告物管理者等変更届」の提出を省略することができます。

4-10 更新の許可申請を忘れないように事前に知らせてほしい (修正)

許可更新については、基本的に申請者や管理者にて管理していただくこととなります。しかしながら、屋外広告物適正化推進の一環として、許可の期間が3年以内の広告物については、許可期間が満了する月の概ね3ヵ月前に申請者（広告主）等に更新の案内を送付しています。（許可期間が1年以内の簡易広告物については、許可期間満了の概ね1ヵ月前に送付します。）

4-12 事前審査は可能か (追加)

審査は申請後に行うこととなっています。図面修正の回数等により手数料が変わることはありませんので、手続きをお願いします。やむを得ず事前審査が必要な場合でも、申請時に添付予定の図面がないと確認はできません。

4-13 許可を受けた物件を一部除却した結果、敷地内の合計面積が15㎡以下になった場合の手続きは (追加)

敷地内の広告物が全て自家用広告物で、合計15㎡以下になった場合、除却届の手続きをお願いします。撤去前と撤去後のカラー写真を添付の上、屋外広告物除却・滅失届（第9号様式）を提出してください。その後の更新の手続きは不要です。

4-14 敷地内に自家用・自家用広告物以外が混在している場合の申請の仕方について (追加)

自家用広告物・自家用広告物以外が混在する場合、1つにまとめて申請していただくことはできません。自家用広告物以外には、許可地域により異なりますが、自家用広告物以外の許可基準も追加されます。（第1種許可地域：1広告面の表示面積と総量面積、第2種許可地域：1広告面の表示面積と色彩）

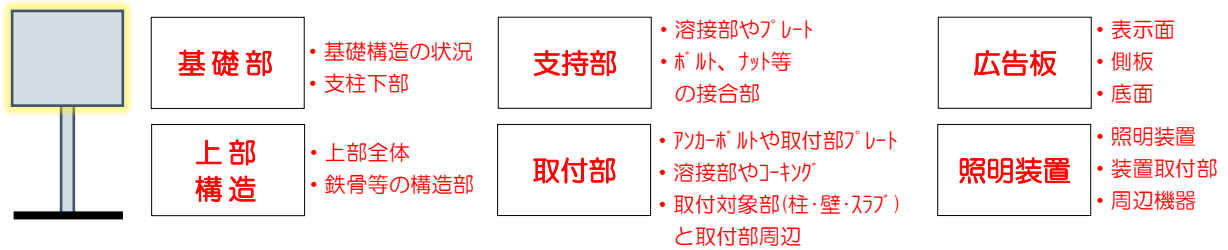
4-15 更新申請時提出書類の点検写真

(追加)

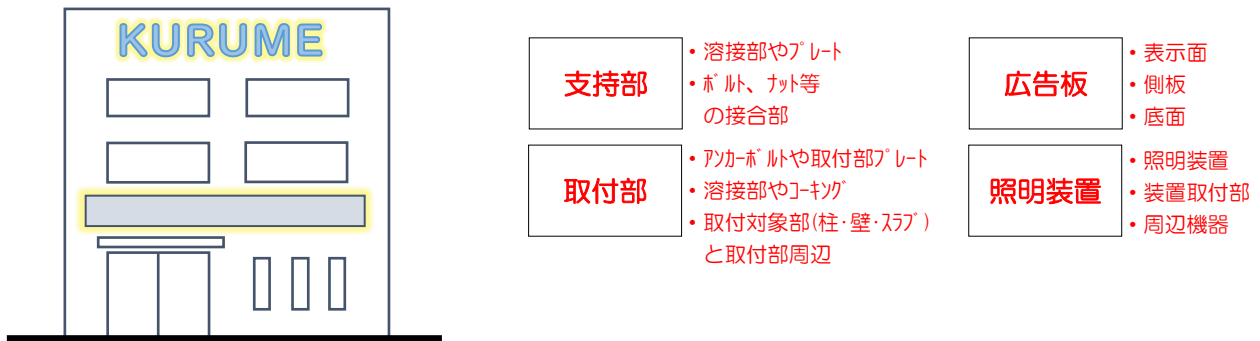
更新申請には点検時の詳細写真が必要ですので、忘れずに撮影してください。屋外広告物安全点検結果報告書の点検箇所に該当する部分を1カット以上撮影してください。

【規則第11条・第15条】

例1 独立広告（内照付き）の場合



例2 壁面広告（内照付き）の場合



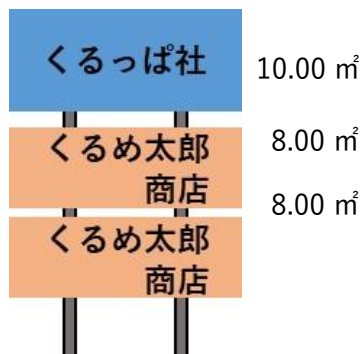
5 面積の算定、手数料について

5-1 表示面が複数ある広告物の面積及び手数料の算定

広告物の種類及び広告主が同一かによって変わります。原則として下表・下図の通りとなります。【[条例 54 条・別表](#)】

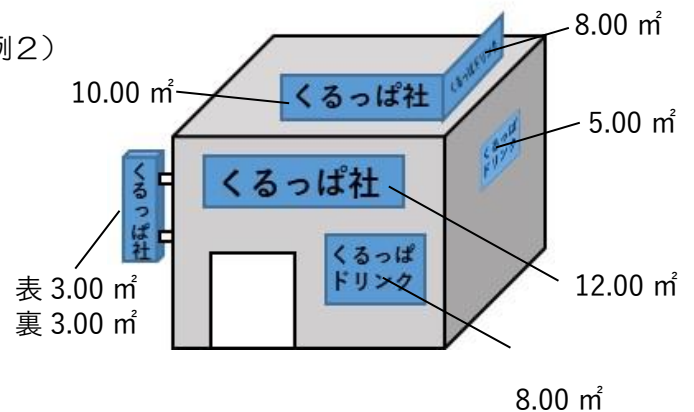
広告物の種類	面積および手数料の算定
独立広告・屋上広告・突出広告 (表示面の広告主がすべて同じ)	1基あたりの表示面積の合計 (駐車場P等も含む)
独立広告・屋上広告・突出広告 (表示面の広告主が異なる)	広告主毎の表示面積 ※許可基準は1基あたりの合計表示面積で判断
壁面広告	1板面毎の面積 切文字や箱文字等の場合はその連続した文字等の外形面積 ※許可基準は1壁面あたりの合計表示面積で判断

例1)



種類	照明装置	表示内容	数量
独立広告	有・無	くるっば社	10.00 m ²
独立広告	有・無	くるめ太郎 商店	16.00 m ² (8+8)

例2)



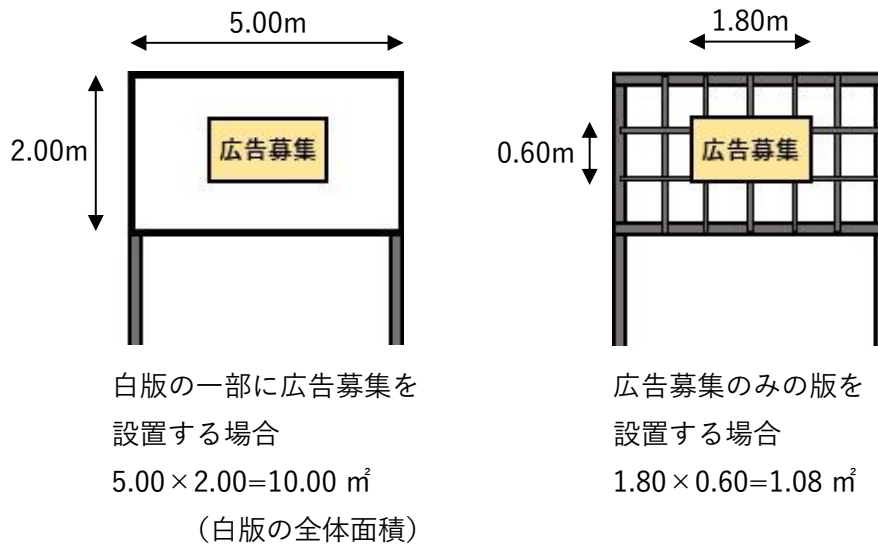
種類	照明装置	表示内容	数量
屋上広告	有・無	くるっば社 くるっばドリンク	18.00 m ² (10+8)
壁面広告	有・無	くるっば社	12.00 m ²
壁面広告	有・無	くるっばドリンク	8.00 m ²
壁面広告	有・無	くるっばドリンク	5.00 m ²
突出広告	有・無	くるっば社	6.00 m ² (3+3)

5-2 広告物の表示面を白地のまま設置する場合の面積の算定

白地の部分に、広告物が再度表示されることが明らかである場合には、白版の全体面積で計上してください。

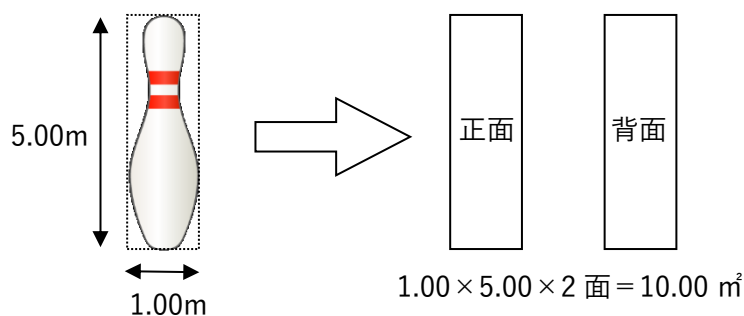
また、白地の一部に小さく「広告募集」と表示する場合においても、表示板全体の面積で計上してください。

なお、白版や広告募集の表示面に新たに広告物を表示する場合は、変更許可が必要です。



5-3 立体的な広告物の面積及び手数料の算定

立体的な広告物の手数料は、目視できる部分の合計に応じた金額になり、基本的には近似的に多面体として捉え、目視できる面の見付面積を算定することになり、複雑な造形の場合は、単純な形にして面積を算定します。



5-4 面積算定時の小数点以下の処理方法

面積算定時の小数点以下の数値は小数点以下2位までとし、小数点3位以下は切り捨てます（計算途中で省略しないこと）。

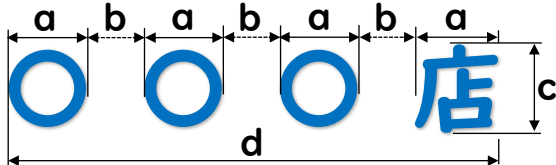
表示面積が許可基準に定める限度に近い場合、途中計算の切り捨てをせずに範囲内であることを確かめるようにしてください。

5-5 外壁に取り付ける切文字の面積の算定

(追加)

建物の壁面などに表示する広告物の手数料の算定に係る面積は、表示の形態により算定します。

(1) 文字の形に切り抜いて表示する広告物



文字等の幅(a) ≥ 文字の間隔(b)の場合：連続した文字等の外枠の面積「 $d \times c$ 」

文字等の幅(a) < 文字の間隔(b)の場合：一文字の面積を合計した面積「 $a \times c \times 4$ 個」

(2) 板状のものなどに表示する広告物



(3) 板面に1文字ずつ表示する広告物



6 変更等の許可について

6-1 変更許可が必要となる場合について

規則第 12 条で定める軽微な変更以外の変更等であり、以下の例になります。

(軽微な変更については **6-5** を参照)

〔変更許可が必要となる例〕

- (1) 大きさ、高さ、表面の材質又は構造物などの変更、改造
- (2) 新たな広告物や照明などの取り付け
- (3) 表示内容、意匠、色彩又は表示面積の変更

6-2 既存の広告物に新たに照明を取り付けるが、変更許可は必要か

許可を受けている広告物に新たに照明を取り付ける場合は、広告物の改造に当たするため変更等の許可が必要です。【**条例第 16 条**】

6-3 変更許可を申請する場合、許可期間は変更できるのか

変更許可の場合の許可期間は、以下の通りです。

許可開始日：変更許可日

許可満了日：従前の許可期間の満了日

なお、申請に先立ち、管理者による点検を実施し、**屋外広告物安全点検結果報告書（第7号様式）**を添付することで、更新許可と変更許可を合わせて1件で申請することができ、許可日より3年間の許可期間とすることができます。

この場合は、更新を行うため、変更しない広告物に対しても手数料が必要になります。

6-4 変更許可の申請に当たって、手数料は必要か

変更される広告物の種類・面積に応じた手数料が必要になります。【**条例第54条**】

なお、変更をしない広告物については、手数料は不要です（更新許可を併せて申請する場合は必要）。

6-5 既存の表示面が退色しているため、規格、意匠及び構造を変えずに表示面を交換する場合、変更等の許可は必要か

規格、意匠及び構造を変えずに表示面を交換や塗替えをする場合は、軽微な変更に該当しますので変更許可は必要ありません。【**条例第16条、規則第12条第1・2号**】

また、**広告主と広告内容、表示面積に変更がなく、デザイン変更に過ぎない場合も、軽微な変更として取り扱いますので変更許可は必要ありません。【規則第12条第3号】**

6-6 現在の許可基準の施行前に許可を受けて表示されている広告物の板面を交換・張替する場合は、現在の許可基準が適用されるのか。

現在の許可基準が適用される前に許可を受けて表示又は設置している広告物又は掲出物件において軽微な変更には該当しない変更をする場合は、原則として現在の許可基準が適用されます。

したがって、老朽化などに伴い、規格、意匠及び構造を変更せずに広告物を交換・張替する場合は軽微な変更等に該当するため現在の許可基準は適用されません。

しかし、新たな広告物若しくは照明等を付加し、又は添加する場合は、軽微な変更には該当しないため、変更許可を要します。そのため、現在の許可基準が適用されます。

7 広告物を表示できない「禁止地域」及び「禁止物件」について

7-1 九州自動車道に係る禁止地域だが、周りの建物で遮られて道路からは見えないので看板を設置可能か

九州自動車道の路端から両側 500m の範囲内にある地域は、広告物の表示を禁止していますが、建物などで遮蔽されて九州自動車道から視認できない広告物は「展望できないもの」に該当するため、表示することができます。

ただし、建物などが解体されて広告物が展望できるようになった場合は当該広告物を除却又は移転する必要があります。

7-2 休日（土日祭日）に限って、はり紙を電柱に貼付できるのか

電柱に、はり紙、はり札又は立看板の広告物を表示することは禁止されており、休日に限った表示もできません。しかし、**1-1** に掲げる電柱広告については、広告物の許可基準を満たしたうえで、表示に当たっての電柱の所有者（電力・通信会社など）の承諾、道路占用許可及び広告物の許可を得ることで、設置・表示が可能です。

【条例第 6 条第 5 号・第 14 条第 4 号、規則第 9 条・別表第 6】

7-3 のぼり旗やはり紙は、歩道橋や歩道柵、街路樹に表示できるのか

歩道橋や歩道柵、街路樹（支柱含む）は、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止している禁止物件に該当するため、のぼり旗やはり紙は表示できません。【条例第 6 条】

7-4 メッシュフェンスに広告物を表示できるのか （追加）

一般的なメッシュフェンスは、広告物の取り付けができない仕様となっているため、広告物を表示できません。【条例第 13 条第 3 号】

8 広告物の大きさや高さの基準について

8-1 敷地が複数の地域区分にわたる場合の許可基準について

広告物の許可基準は、地域区分により表示できる面積や高さなどを定めています。

このため、敷地や建物が複数の地域区分にまたがる場合は、基本的には地域区分毎の許可基準が適用されます。

また、表示する広告物が複数の地域区分にまたがる場合は、これらの地域区分のうち、厳しい地域の許可基準に適合する必要があります。

8-2 塀に広告物を取り付ける場合や、塔屋の広告などは、どの種類になるのか

原則として、下表の通りとします。詳細については図面や写真を元に判断いたしますので、お問合せください。

広告物の設置方法	広告物の種類
塀に広告物を取り付ける場合	壁面広告 (広告物の表示・設置を目的とした塀の場合は独立広告として取扱う場合あり)
工事用の仮囲いや足場シートに広告物を取り付ける場合	壁面広告
建物の塔屋(機械室、階段室等含む)の壁面に広告物を設置する場合	壁面広告 (広告物の表示・設置を目的とした塔屋の場合は屋上広告として取扱う場合あり)
勾配屋根の屋根上に広告板等を設置する場合	屋上広告
広告物を建物天井から吊り下げる場合	突出広告

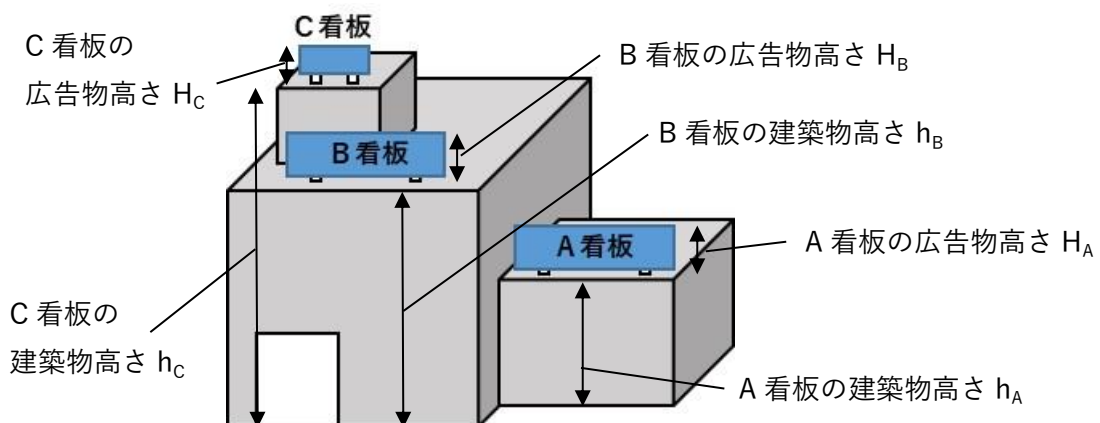
8-3 独立広告や屋上広告の許可基準の高さには、外付けの付属照明は含まれるか

含まれません。

8-4 屋上広告の許可基準にある建築物の高さは、高さが一定でない場合、どの部分になるのか

屋上広告の許可基準における、建築物の高さ(h)については、地上からパラペットの天端又はその他これに代わるものまでの高さになります。高さが一定でない場合には、その広告物を設置する箇所の建物の最高部になります。

なお、広告物の高さ(H)は、その広告物を設置する箇所の建物の最高部から、その広告物の頂部の高さまで(付属照明含まず)となります。

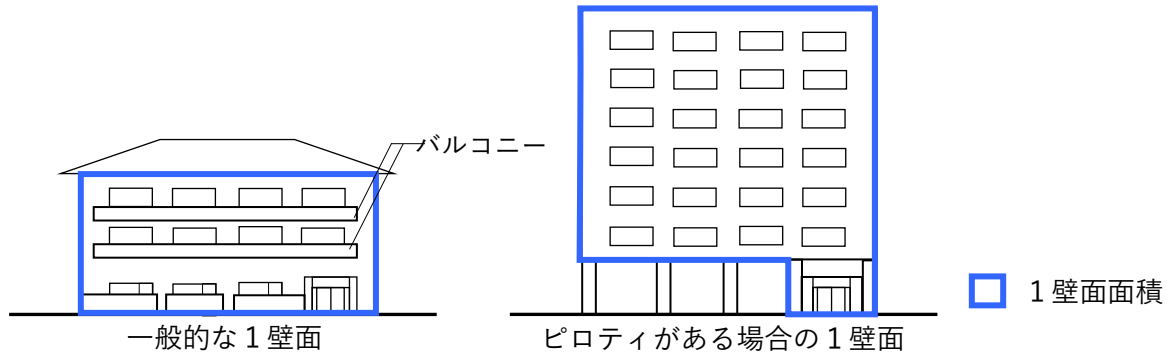


8-5 建物の塔屋の上に広告物を表示する場合の建物の高さは

塔屋の上に広告物を表示する場合の建物の高さは、塔屋の天端までの高さになります（8-4図のC看板を参照）。

8-6 壁面広告での壁面面積にはガラス窓面部分も含めてよいか（修正）

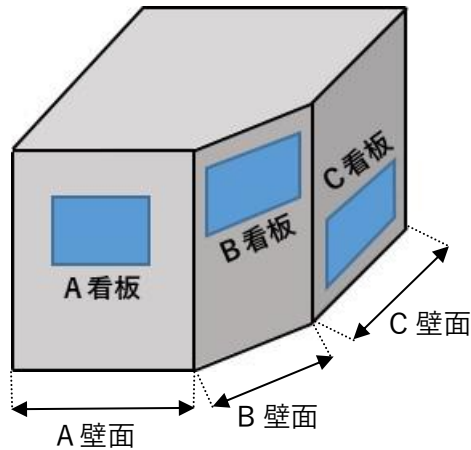
ガラス窓面部分も「壁面面積」に含まれます。また、バルコニーのように、一部突出した部分も1壁面に含まれます。ただし、壁面がない部分（ピロティ等）は、「壁面面積」には含まれません。



8-7 多面形平面の建物に広告物を表示する場合の壁面面積の取扱い

各折れ点毎の壁面による壁面面積になります（下図参照）。

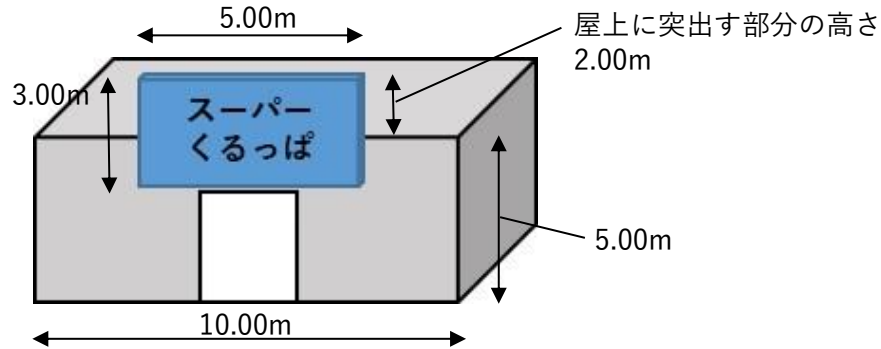
また、曲面状や極めて短い壁面の場合は、東西南北の各立面投影面をそれぞれ一の壁面とみなします。



左図のような場合において、壁面広告の許可基準はA～C壁面それぞれの壁面面積の1/3(2種許可地域)若しくは1/5以内(1種許可地域)となります。【規則別表第6】

8-8 壁面に設置する広告板の一部が建物上部から突出する場合の許可基準について

壁面に設置されているため、壁面広告として取り扱いますが、突出している部分については、屋上広告の許可基準にも適合する必要があります（下図参照）。



【規則別表第6】

壁面広告基準への適合	屋上広告基準への適合
壁面広告面積 $5.00 \times 3.00 = 15.00 \text{ m}^2 \cdots S$ 壁面面積 $10.00 \times 5.00 = 50.00 \text{ m}^2 \cdots S'$ <許可基準： $S \leq 1/3 S'$ ※2種許可地域> $\Rightarrow 15.00 \text{ m}^2 \leq 1/3 \times 50.00 \text{ m}^2$ $\Rightarrow 15.00 \text{ m}^2 \leq 16.66 \text{ m}^2$ よってOK	広告物高さ $2.00\text{m} \cdots H$ 建物高さ $5.00\text{m} \cdots h$ <許可基準： $H \leq 1/2 h$ ※2種許可地域> $\Rightarrow 2.00\text{m} \leq 1/2 \times 5.00\text{m}$ $\Rightarrow 2.00\text{m} \leq 2.50\text{m}$ よってOK <許可基準： $H+h \leq 50\text{m}$ ※2種許可地域> $\Rightarrow 2.00\text{m} + 2.50\text{m} \leq 50\text{m}$ $\Rightarrow 4.50\text{m} \leq 50\text{m}$ よってOK

8-9 懸垂幕を独立広告に共架する場合や、壁面に設置する場合の許可基準について

懸垂幕は広告幕に分類され、許可基準は定められていません。

しかし独立広告に共架する場合には、独立広告の許可基準（1基あたり 20 m^2 若しくは 50 m^2 以内など）に適合する必要があります。

同様に、壁面に設置する場合にも、壁面広告の許可基準（当該壁面の $1/3$ 若しくは $1/5$ 以内など）に適合する必要があります。

【規則第9条・別表第6】

なお、許可期間が異なるため、申請方法については **4-6-①** を参照ください。

【規則第10条】

8-10 コンビニ壁面の帯状のコーポレートカラー部分にも許可基準が適用されるのか

店名や商標、ロゴの部分は広告物ですが、壁にラインなどの模様が入った部分は着色した外壁であり広告物には該当しないことから許可基準は適用されません。

なお、別途、景観法や地区計画等により色彩等の規制がある場合がありますので、ご注意ください。

8-11 独立広告の一部の表示面を白地で設置する場合の表示面積

表示面・板が複数ある独立広告の場合、全ての表示面の面積の合計を許可基準の面積以内にする必要があります。

この場合、表示面が白地の広告板と、他の広告板の表示面との合計の面積が許可基準に適合する必要があります。

なお、白地の広告板に、広告物が再度表示されることが明らかでない場合には、この限りではありません。

8-12 広告板相互間の距離に制限はあるか (追加)

広告物相互の離隔距離に制限はありません。

総量面積規制や主要交差点の対向面積の合計面積に制限があります。詳しい制限の内容は、手引き 9～13 ページをご確認ください。【規則別表第 3・別表第 4】

8-13 地色とはどの部分を指すのか (追加)

地色とは、広告物に使用されている色のうち、使用面積が最大のもののほか、文字、絵、マークその他広告を目的とする表示部分の背景となる部分の色をいいます。地色に高彩度な色彩の使用を制限しています。(下表参照) 基準以下となるように計画してください。【規則別表第 6】

地域区分	許可基準
禁止地域及び 第1種許可地域	すべての広告物に適用 R・YR・Y系 : 彩度10以下 G・GY・P・PB・RP系 : 彩度8以下 B・BG系 : 彩度6以下
第2種許可地域	※「 <u>自家用広告物等</u> 」以外に適用 R・YR・Y系 : 彩度10以下 G・GY・P・PB・RP系 : 彩度8以下 B・BG系 : 彩度6以下

9 屋外広告業・特例屋外広告業

9-1 更新の許可申請を忘れないように事前に知らせてほしい (追加)

更新案内はしていません。特例屋外広告業の更新をされる場合は、福岡県の更新手続き後、速やかに本市にも更新手続きしてください。【条例第45条第3項、規則第29条】